平成 29年度第2回「東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会」 議事録

- ■日 時 平成30年1月17日(水曜日)午前10時00分~午前11時16分
- ■場 所 都庁第二本庁舎 10 階 209 会議室
- ■出席委員・専門家

委員村上会長、田辺副会長、野部委員、長谷川委員、窪田委員専門家寺尾委員

■議事内容

- 1 東京都建築物環境計画書制度の再構築について
 - ⇒ 東京都建築物環境計画書制度の再構築に関する主な検討課題のうち、環境性能表示についての検討状況等を資料で示し、意見交換を行った。頂戴した意見を踏まえ、引き続き事務局で検討を進めることとした。

平成 29 年度第 2 回東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会 速 記 録

> 平成 30 年 1 月 17 日 (水曜日) 都庁第二本庁舎 10 階 209 会議室

午前10時00分 開会

○海老原環境都市づくり課長 大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、これより、平成29年度第2回東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会を開会いたします。

前回に引き続きまして事務局を務めさせていただきます、環境都市づくり課長の海老原でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、前回に引き続きまして、この検討会につきましては公開となっておりますので、 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の出席者でございますが、お手元の出席者名簿のとおり、委員の皆様に加えまして、より幅広い見地からご議論いただくため、東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会設置要綱第6条第2項の規定に基づきまして、寺尾三上建築事務所代表取締役の寺尾先生に専門家としてご参加いただいております。

なお、本日、村木委員及び専門家の秋元先生におかれましては、所用によりご欠席との 連絡を頂戴しております。

それでは、議事に入ります前に、環境局地球環境エネルギー部長の小川より、ご挨拶を 申し上げます。

○小川地球環境エネルギー部長 おはようございます。今日も引き続きよろしくお願いいた します。お寒い中、委員会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

さて、前回は11月に、建築物環境計画書制度の再構築ということで、幅広い見地から 全般にわたりましてご意見を頂戴したところでございます。本日につきましては、表示や 公表などについて、少し制度を見直す中で、よりわかりやすく、より訴求性の高いものに していきたいという考えもございまして、ご議論を中心にやっていただければということ で、資料を用意させていただいているところでございます。

今後の建築物、よりよいZEB・ZEH等の推進に向けましても、この制度が少しでも 役に立っていければと考えているところでございます。

委員の先生方には、忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○海老原環境都市づくり課長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、村上会長にお願いしたいと思います。村上会長、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○村上会長 皆様、おはようございます。お集まりいただきましてありがとうございます。 今日は、議事は一つでございまして、東京都建築物環境計画書制度の再構築ということ で、いろいろ資料が用意されております。

それでは、この資料は、最初に順番にご説明いただくということでよろしいですか。

○事務局では、本日お配りしました資料につきまして、資料1、資料2、参考資料1と3種類ございますので、この3種類の資料につきまして、事務局から順番にご説明をさせていただきます。

まず、資料1 マンション環境性能表示についてという資料をご覧ください。

資料1の左側の1番のところに、再構築後の表示(案)と示してございますが、その説明に入ります前に、資料の右側の参考というところで、現行のマンション環境性能表示の手続きの流れを書いてございますので、こちらをまず簡単に説明した後で、再構築後の表示(案)のご説明をさせていただきます。

まず、建物を建てるに当たりまして、最初に建築物環境計画書(計画時点)を提出していただきまして、その後で、間取り図が表示される広告等の媒体にマンション環境性能表示を出していただくということになります。環境性能表示を行っていただいた際には、表示後15日以内に、性能表示の届出書をご提出していただくという流れになってございます。

この広告等の媒体で表示しているマンション環境性能表示につきましては、表示期間が ございまして、表示期間の完了の時期が、建物の完売等によって広告を終了する段階、あ るいは最大でも工事完了日の翌日から1年を経過した日までということで、表示期間が定 められております。

以上が、現行制度でのマンション環境性能表示についてということでございまして、再 構築後の表示(案)につきましては、左側の1番に書いてございます。

マンション環境性能表示における表示内容は、環境計画書での記載内容に基づいて決定 すると書いてございます。

環境計画書での記載内容につきましては、この資料1の右下のところに表を示してございますが、建物全体の延床面積によりまして、記載する環境配慮措置の義務対象や任意対象が変わってきますので、これに基づいて計画書を提出していただいた上で、マンション環境性能表示を行っていただくということになります。

住宅用途及び建物全体の延床面積に基づいてとありますけれども、再構築後の表示につきましては、4分野全てに関する表示、あるいはエネルギー分野に限定した表示ということで、2種類を考えてございます。

建物の規模によっていろいろ場合分けがございまして、そちらにつきましては、その下の①、②で示してございます。

まず、①住宅用途の延床面積が 2 , 0 0 0 m以上の場合ですけれども、まず建物全体での延床面積が 5 , 0 0 0 m e 超える場合につきましては、環境計画書におきましては、環境配慮の 4 分野全てに関して記載の義務を課しますので、今と同じように、4 分野全てに関する表示を行っていただくということになります。

建物全体の延床面積が2,000~5,000㎡の場合ですけれども、現行の制度におきましては、マンション環境性能表示を行う場合は環境計画書を提出していただいた上で、4分野全てに関してマンション環境性能表示を行っていただくということになっております。再構築後につきましては、環境計画書におきまして、エネルギーの使用の合理化に関してのみ記載義務を課すことになりますので、記載義務の部分と任意記載の他の3分野も含めて4分野全てを環境計画書に記載していただいた場合につきましては、性能表示でも4分野全でに関する表示をしていただく。一方で、義務となっているエネルギーの部分だけ環境計画書で記載していただいた場合は、性能表示においてもエネルギー分野に限定した表示をしていただく。このように、2種類の表示ができるような形で考えております。

さらに、規模が小さくなりまして、住宅用途の延床面積が2,000㎡未満の場合ですけれども、現行制度では、環境計画書の提出の対象になっておらず、マンション環境性能表示も対象外となっております。再構築後につきましては、環境計画書におきましてエネルギーの使用の合理化の部分だけが任意で提出できるようになりますので、環境計画書を任意でご提出していただいた場合につきましては、販売等を目的とした広告へマンション環境性能表示ができるようにするというような制度にすることを考えてございます。

建物全体の規模で場合分けしたものが、その下の(1)と(2)に書いてあります。住宅用途部分が2,000㎡未満で、その他に非住宅用途部分が少々入って、建物全体として延床面積が2,000㎡以上になった場合につきましては、先ほどご説明した①のとおりにご対応していただくということになります。

建物全体で延床面積が 2, 0 0 0 m 未満の場合につきましては、計画書で任意提出となっているエネルギーの部分だけ提出していただいた場合に限り、エネルギー分野に限定し

た表示が可能というような形にしたいと思っております。

左側の一番下のところに、環境性能表示のイメージということで記載をしておりますけれども、現行のマンション環境性能表示の項目、評価段階をベースにしたイメージとして作成しておりまして、具体的な表示項目等につきましては、今後検討していきたいと考えております。

表示の一番下のところに、注釈に関して示しております。資料1の右側の真ん中あたりのところに示している現行のマンション環境性能表示におきましては、表示の一番下に「条例に基づくものです」という記載と、基準の年度を示してございます。再構築後につきましても同様の表示を考えてございますけれども、現状では1種類しかない性能表示が、再構築後につきましては、4分野全ての表示と、エネルギーに限定した表示の2種類が出てきますので、今度新たに出てくるエネルギーに限定した表示がなぜこのような表示になるのかということが、条例に基づくものですという表現だけでは、なかなかわかりにくいところがあるかと思います。建物が一定規模未満であるためにエネルギーに限定した表示であるという旨の表示を行うことによって、よりわかりやすく表示することを考えてございます。

マンション環境性能表示に関する再構築後の表示(案)につきましては、今ご説明させていただいたとおりでございます。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料 2 非住宅用途建物の環境性能表示についてということで、ご説明を させていただきます。

まず、左上の1番、建築物に関する環境性能表示の現状ということで、既存の主な環境性能表示としましては、省エネルギー性能についてはBELS、建物の環境性能については項目別の評価・総合評価を示しているCASBEEという性能表示が現状で存在しております。

一方、現行の建築物環境計画書制度における評価の表示についてですけれども、(1) 建築物環境計画書(取組評価書)においては、非住宅用途につきましては、住宅用途のマンション環境性能表示に対応するような性能表示というのはありません。取組評価書の中で、環境配慮措置4分野、下に箇条書きで書いてある4分野に関する項目別の評価を記載しまして、取組評価書の最後に、項目別の評価を一つの表にまとめまして、項目ごとの評価点を棒グラフで表示しているというのが現状としてございます。 続いて、(2)省エネルギー性能評価書について記載してございますけれども、説明の 関係で後ほど説明させていただくことにしまして、先に3番、再構築後の環境性能表示 (案)のご説明をさせていただきます。

現状では、非住宅用途におきましては、環境性能表示という形では行っておりませんけれども、再構築後につきましては、非住宅用途についても環境性能表示を行うことを考えております。

環境性能表示をどこで行うかについてですけれども、建築物環境計画書(取組評価書)の中で表示をすることを考えてございます。再構築後の取組評価書の中で、その概要を示す取組評価書のまとめというものを考えておりまして、その中で環境性能表示を行うことによって、その建物の環境性能についてよりわかりやすく表示できるようにしたいと考えております。

取組評価書のまとめということで、その記載イメージにつきまして、下に示してございます。

記載イメージとしましては、最初に①建物概要において、建物の名称、所在地、各種面積、建物の高さ、階数などの建物の基本情報を示すことを考えております。

その次の②環境性能表示というところで、環境配慮措置 4 分野に関する評価項目、項目 自体はたくさんありますけれども、その中で特に重要な項目、代表的な項目を抽出しまし て、わかりやすく表示するということを考えております。どの項目を表示するかにつきま しては、今後検討していきたいと考えております。

再構築後につきましては、現状と同じように、取組評価書で出していただく場合とCASBEEで出していただく場合の2種類の提出方法を考えておりますけれども、CASBEEで評価を行って提出していただいた場合につきましても、同じような環境性能表示ができるようにすることを考えております。

その下の③環境配慮措置の評価においては、②の環境性能表示で表示を行った項目を中心にしまして、環境配慮の項目の中から重要と思われる項目につきまして、配慮項目と評価の段階を表示するということを考えております。

性能表示に関連する項目につきましては、どの項目がどのように対応するかということ がわかるように表示することを考えております。

一番右側に備考欄を設けておりますけれども、備考欄におきましては評価段階に加えまして、例えば、エネルギーに関する定量的な値、PAL*、ERR、さらにはZEBの表

示など、評価段階に加えて、概要の中で記載が必要と思われる項目につきまして表示ができるような形にしたいと考えております。 ZEBの表示につきましては、資源エネルギー庁から以前に出ております、 ZEBロードマップ検討委員会とりまとめで定義されている定義に基づいて表示することを考えております。

続いて、④環境への配慮のための措置の概要ということですけれども、こちらにつきましては、建築主が環境配慮に対して取り組んだ独自の取組や最新技術の導入など、建築主として環境配慮に関してアピールしたい内容を自由に記載していただく欄にしたいと思っております。

その下に例ということで、省エネ機器の導入状況、断熱性能、緑化に関する取組と書いてありますけれども、こちらにつきましては、取組評価書の細かい評価項目の中で評価を行っているものを改めて書いていただいても結構ですし、評価に含まれていないもので、建築主としてアピールしたい内容を書いていただくのも結構ということで、環境配慮については幅広い内容で書けるような欄にしたいと考えております。

建築主としての独自の取組の中で、CASBEEを使って評価を行ったということに関して、建築主によっては独自の取組と考える方もいらっしゃると思いますので、そういった内容も記載することが可能にすることを予定しております。

最後の⑤、この資料ではその他として、地域冷暖房の活用、CGSの活用などということで、面的利用に関する内容を記載しております。こちらにつきましては、東京都特有の取組という内容もありますので、今後の検討によっては、上の③のところに入れることを検討する可能性もあるということになってございます。

再構築後の環境計画書につきましては、今ご説明させていただいた取組評価書のまとめ という概要のシートがあって、続いて項目別の評価がついているということになります。 続いて2ページ目に進んでいただいて、(2)環境性能表示の公表についてでございます。

環境計画書の東京都での確認が終わった後に、取組評価書のまとめという概要のシートと細かい項目別の評価を記載した評価書を、東京都のホームページで公表するということを考えております。

取組評価書のまとめにつきましては、建物の環境性能に関する評価の概要ということになりますので、各案件の一番上に表示をしまして、その下に続く形で項目別の評価を表示する形にしたいと思っております。

環境性能表示は今まで行っておりませんでしたので、これを追加することによりまして、

ホームページ上で公表する際にも、従来に比べて、建物の環境性能表示をより見やすい形で公表することができるだろうと考えております。

また、環境性能表示を公表することによりまして、今後、新しい建物を建てられる建築 主に対しても、環境配慮に対する更なる取組や性能向上を促すことにつなげられるのでは ないかと考えております。

続いて、2番目の箇条書きのところについては、今後検討していきたいという段階のものですけれども、取組評価書のまとめの中で環境性能表示を行いますが、その表示の部分のみにつきましては、東京都のホームページで公表した後に、例えば建築主のホームページや、販売等を行うときのインターネット上などの広告への表示を可能にすることを今後検討していきたいと考えております。

建築物環境計画書の中での環境性能表示については以上でごさいます。省エネルギー性 能評価書のところの説明を飛ばしておりますので、資料2の1ページ目にお戻りいただき たいと思います。

資料2の左側、2番の(2)省エネルギー性能評価書のところです。

まず、現状の制度についてご説明させていただきますと、この評価書の対象建物としましては、建物全体の延床面積が1万㎡を超えるもので、かつ非住宅用途、工場・駐車場等一部除かれる用途はございますけれども、非住宅用途のいずれかが2,000㎡以上となる建物を対象としまして、建物を売却・賃貸・信託受益権の譲渡を行う際に、建築主等が、その建物を買ったり借りたりする相手方に対しまして、「省エネルギーに関する評価を記載した書面」を交付する義務が、現行の制度の中にございます。

性能評価書の中で記載している内容といたしましては、建物の断熱性(PAL*)、設備の省エネ性(ERR)、省エネルギー設備等の採用状況ということで、1枚の紙に表示できるような形にしております。

交付期間も設けておりまして、建物の工事着工の21日前から、以下に二つ示しておりますいずれか早い日までということで、建物の全てについて売却などが完了した日、あるいは建物の工事完了日の翌日から180日後、このいずれか早い日までということで、交付期間を定めてございます。

この省エネルギー性能評価書につきましても、再構築後、少し改めることを考えておりまして、それにつきましては資料2の2ページ目、(3)省エネルギー性能評価書のところに示してございます。

まず、評価書での記載項目の案ですけれども、建物の断熱性と設備の省エネ性と再生可能エネルギーの利用などということで、これ以外の項目につきましても、必要があれば入れたいと考えております。

その下の再構築後の評価書のイメージ(案)ですけれども、現状よりも評価書での表示をわかりやすくするということでイメージを示しております。断熱性と省エネ性の表示につきましては、バーチャートで表示するということを考えております。

現状のBELSの表示において、こうしたバーチャートを使った表示を行っております ので、これに類するようなバーチャートでお示しすることができればいいなと考えており ます。

あと、再生可能エネルギーの利用についてですが、導入する容量等は建物の用途、建物の規模に応じて幅があると思われますので、容量につきましては数字を個々に記入していただくというような形で考えてございます。

再構築後の省エネルギー性能評価書の説明については以上でございます。

最後に、参考資料1 制度再構築後の業務量についてということで、A4 1枚で示してございます。

再構築後につきましては、建築物環境計画書の対象規模の拡大に伴いまして、今度、新たに延床面積が2,000㎡~5,000㎡の建物につきまして、「エネルギーの使用の合理化」の部分を提出義務化します。これによりまして、提出者側の建築主としては、提出対象になる案件数が増加します。計画書を受け取る東京都としては、記載内容の確認が必要となる件数が増えるということで、提出する側と提出を受ける側の両方にとりまして、業務量の増加が予想されます。

業務量は増加しますが、お互いにその負担感の増分をできる限り抑える対策を考える必要があると考えております。その対策につきましては、2番の業務量抑制のための対策というところで、(1)から(4)のとおり示してございます。

まず、(1)環境計画書の項目整理による対策ですけれども、再構築後につきましては、 取組評価書あるいはCASBEEのどちらかを提出者の側で選んで提出していただくとい う形になりますので、建築物環境計画書(取組評価書)の項目につきましては、CASB EEの評価項目との整合を極力図っていきたいと考えております。

この整合を図る中で、現行の環境計画書の記載項目になっている一部の項目ですけれど も、統合、整理することができるのではないかと考えておりますので、項目整理に伴いま して、提出者側の建築主にとっては計画書作成負担の軽減、提出を受ける東京都としては、 記載内容確認業務量の抑制ということにつなげられるのではないかと考えております。

続いて、(2)記載方法による対策ですけれども、こちらは現行の建築物環境計画書の一部の評価項目において、自由記述式の項目が含まれております。こちらにつきましては、CASBEEの評価項目との整合を図っていく中で、できる限り自由記述式の項目をなくしまして、選択形式に改めていきたいと考えております。

選択形式に改めることによりまして、計画書の内容確認を行う東京都としては、記載内容に応じた評価段階の確認に要する時間を短縮できると考えてございます。

続いて、(3)根拠書類の確認における対策ですけれども、こちらにつきましては現状 も行ってはおりますが、他の部署に提出した書類を建築物環境計画書の根拠書類として最 大限に活用していただけるような仕組みを考えていきたいと思っております。

これによりまして、提出者の建築主としましては、環境計画書の提出のために新たに根拠書類をつくるといった負担を極力抑えるということがございますし、計画書を受ける東京都としましては、取組評価書への転記ミスの有無などの最小限の確認で処理ができるのではないかと考えております。

最後の(4)ですけれども、CASBEEによる評価を行って提出された場合の対策ですけれども、こちらにつきましては、計画書を出していただく前に提出者の方には、CASBEEの建築評価員、こちらの方は有資格者になりますけれども、この方にあらかじめ評価結果が適正であることを確認していただいた上で、東京都に提出していただくということを検討したいと思っております。

提出前に有資格者の方に一度確認をしていただいているということもありますので、その計画書を受けた東京都としましては、評価項目に対する根拠書類がきちんと添付されているかといった最小限の確認で処理を行うことにより、確認に関する業務量を抑えることができるのではないかと考えております。

こういった形で、業務量は増えますけれども、建築主と東京都、お互いに負担感があまり増えないような対策を、具体的にこれから詰めていきたいと考えてございます。

事務局からの資料の説明については、以上でございます。

○村上会長 ありがとうございました。

大変具体的な内容でございます。これから皆様のご意見を承りたいと思いますが、全部 まとめてやるか、あるいは資料の順番にやるか、どうしましょうか。

- ○事務局 どちらでも結構です。
- ○村上会長 では、全部まとめて、なるべく資料1のほうからご発言、ご質問等がございま したらお願いします。
- ○野部委員 資料1の右下の表を見て思ったのですが、マンションについて、2,000㎡ 未満の場合は、再構築後、エネルギーの使用の合理化に関する部分だけで評価するということ、それも任意ということなのですが、例えば小規模なマンションでも、資源の適正利用や自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和ということに対して配慮した建物が恐らくあるのではないかと思います。そうした場合、表では横線で対象外になっていますが、任意でとどめてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

そういうアピールをしたい小さい建物もあるのではないかと思います。小さいながらも そういういい設計をしているというような建物は、救ってあげるほうがよろしいかと思う のですが、いかがでしょうか。

- ○村上会長 何か、これに関しましてございますか。これは、最後にご説明のあった業務量 の問題とも比べまして、2,000㎡まで義務対象を拡大することにより、だいぶ数が増 えてくるということですが、何かございますか。
- ○海老原環境都市づくり課長 今お話がございましたように、4分野全部を任意にするというやり方は、現行で2,000㎡~5,000㎡までの間のマンションについてはそのような制度になっておりますけれども、これを比較的小規模なマンションにもそういったやり方を残すべきではないかというご意見はあり得るとは思います。反面、会長がおっしゃるように、どうしても業務量のところで、実際に建築主などが、4分野全てをつけたラベルでアピールしたいという思いがある場合、もちろん結構なことだと思うのですが、設計実務をされている方、東京都との申請のやりとりをされる方も含めて、業務量の負荷がかなりかかってくるのではないかと思うところもございました。
 - 2,000㎡以上でエネルギーだけを義務化することの一つの根拠としましては、非住宅は適判が入っているということも一つの参考として考えていたものでございます。住宅の適判がどうなるかは今後見ていきたいと思っておりますが、そのあたりとの整合は考えていかなければいけないのではないかという気もいたしております。
- ○村上会長 野部委員、資料2の右側の④環境への配慮のための措置の概要ということで、 ここで主張してもらう方法はあると思うんですよね。これは2,000㎡未満も可能なの ですか。私はこんなに頑張りましたよということを主張することは可能なのですか。

- ○海老原環境都市づくり課長 環境計画書を提出いただいた場合は可能です。
- ○野部委員 そうですか。わかりました。
- ○村上会長 一つの案ですけどね。
- ○海老原環境都市づくり課長 これは非住宅の場合ですね。
- ○村上会長 これは非住宅の場合ですか。
- ○野部委員 住宅はやはりないんですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 そうですね。そのあたりについては、我々としても整理をしたいと思います。
- ○野部委員 私が申し上げたのは、任意でこのエネルギーとそれ以外の3項目が同じ三角というのもどうかと思うのですが、例えばエネルギーの使用の合理化だけをアピールしたいというのも当然あるでしょうし、その他も拒むことはないのではないかという感じがするんですね。

恐らくそういうアピールは少ないのではないかと踏んでの発言ですけれども、東京都の ほうで、これを拒む話ではないのではないかという感じはしております。

- ○村上会長 もちろん、おそらく拒む気はないと思いますけれども。やはり、これは行政の優先順位というのがあって、とにかく省エネルギー、省CO2というものを最も高く掲げたということではないかと思います。それを簡明にして、市民、ユーザーにも、そういう東京都の施策意図を明確にしたいということではないかと思いますけれども。
- ○海老原環境都市づくり課長 ありがとうございました。会長に代弁をしていただく形になってしまいましたけれども、本年度の第1回の技術検討会の時に、我々のほうから、エネルギー重視の考え方も一つございますというお話は、させていただいたところでございます。対象規模の裾下げをする際には、まずはエネルギーのところからきちんとやっていく。もちろんエネルギー以外の分野の動向を見ながら、この改正をした後も、その次に生かしていくご意見として承りたいと思っております。
- ○村上会長 エネルギーを卒業したら、その次にはまたSDGsなんて言い出すから、そう いう時はこういうことが非常に重要になってくると思います。
- ○田辺副会長 それでは非住宅のほうについて、ご質問とご意見なのですけれども、まず、 建築物環境計画書の4分野についてです。
- ○村上会長 資料2ですね。
- ○田辺副会長 資料2でございます。2の(1)ですが、建築物環境計画書を出す面積に関

しては、参考資料1で配られた区分でいいということでよろしいのでしょうか。

- ○海老原環境都市づくり課長 面積につきましては、参考資料1の下の表で整理できないか と考えています。
- ○田辺副会長 ということは、今まで5,000㎡超で義務だったものを、2,000㎡以上のものに関しては、エネルギーに関しては出してくださいと。それから資源、自然環境、 ヒートアイランドについては任意であるということでよろしいですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。
- ○田辺副会長 時々私も混乱する時があるのですが、他の人も、建築物環境計画書制度の中にエネルギーのことがあって、(2)で省エネルギー性能評価書があって、こちらは建物全体で1万㎡超で、非住宅用途のいずれかで2,000㎡なので、ものすごく混乱します。省エネルギー性能評価書は建物全体で1万㎡超だから2,000㎡だったら出さないでいいのかと言われる時があるので、書類を別にしたほうがいいのではないかと思います。非住宅の対策について、先ほども飛ばして説明されたように、一緒に説明するとものすごくわかりにくくなるので、何かちょっと工夫が必要ではないかと思い、確認させていただきました。

それから、二つ目に、再構築後の環境性能表示で、CASBEEで評価を行ったものを 読み替えるんですけれども、その他とかで、例えばCASBEEを取得して等級を書いて もいいとか、BEEでいくつになるとか、何かそういう任意の表示を加えるようなことが できる、CASBEEを使って評価を真面目にした方が星マークとかそういうものを表示 できるようなことがあるとよいのではないかと思いました。これは意見でございます。

それから、三つ目は、業務量についてまとめてくださったのは大変結構だと思います。 経団連等で、とにかく業務量が増えるという指摘があります。一つやってもう一つやって、 もう一つやってとやらないといけないというので、行政側の負担の軽減と出す側の軽減も 行われているというので、大変結構だと思います。

その次、四つ目ですけれども、CASBEEの建築評価員、有資格者が評価するということですが、これも確認になりますが、認証は今までの議論でしなくてもいいけれども、評価員がハンコなり名前をつけて出してくださいという理解でよろしいのでしょうか。

○海老原環境都市づくり課長 いただいた中で、お答えが必要なところは、まず二つ目のご 指摘で、資料2の右側3番の再構築後の環境性能表示のところに、CASBEEで判定を 取ったときの結果を書けるといいですよねというご意見だと思いました。ご意見をお預か

- りいたしまして、どのような表記ができるのかは、内部で検討してまいりたいと思っております。
- ○村上会長 それに関してよろしいですか。資料2の右側の③の最後にポツがあって、備考 欄がありますね。今の田辺委員の意見については、ここに書き込むということはあり得る わけですか。
- ○田辺副会長 あり得るのではないですか。その他とか。
- ○海老原環境都市づくり課長 どこに書けるかということにつきましては、内部で調整、検 討してまいりたいと思います。
- ○田辺副会長 業務量は意見なので結構なのですが、省エネルギー性能評価書は、本当は出すときも紙を別にしたほうが良いと思います。環境計画書の中でも求めているし、こちらでも求めているので、私も混乱するのですけれども、外部の方からも結構、1万㎡しか出さなくていいですよねなんて言われてしまうんですよね。
- ○村上会長 よろしいですか。資料1のマンションのほうは、5,000、2,000、2,000、2,000未満と非常に面積区分が明確な構成になっているんですけれども、資料2の非住宅のほうは、今、田辺委員のご指摘のとおり、面積区分が錯綜している感じがするわけで、多分ユーザーの方は、面積による区分が一番わかりやすく、それでまず判断することが多いものですから、面積区分に関してなるべくわかりやすい表示にしていただければありがたいということで、田辺委員のご指摘に私も賛同でございます。
- ○田辺副会長 少し補足すると、要は外から見た時に、今まで 5,000㎡だったものが 2,000㎡で適合義務になったところは出すんですよというメッセージが実は最も重要なことで、その時に、その他の項目はCASBEEをやっていればCASBEEを読み替えできますよと、多分この二つのメッセージが最も重要なメッセージです。この資料だけだとなかなか伝わってこなくて。
- ○海老原環境都市づくり課長 工夫して、わかるようにしてまいりたいと思います。
- ○田辺副会長 あともう一つだけ質問させて下さい。省エネルギー性能評価書のほうで、今、 再エネ利用で利用するエネルギーの種類と容量を書いていますけれども、何となく、これ はオンサイトだけのようなイメージがあります。東京都は環境基本計画で再生可能エネル ギー30%と書かれていますけれども、オンサイトだけでは厳しそうな気もするのですが、 もう少しお考えになっているようなことがあれば伺いたいと思います。
- ○海老原環境都市づくり課長 おっしゃるとおり、東京都内の建物は建築面積がなかなかと

りにくい中で、上へ上へと延びている建物が多くございますので、エネルギー消費については、それなりに省エネをしてもエネルギーを使い、オンサイトで上にパネルをいくら設置しても賄い切れないという場合もあろうかと思います。

まだ内部で検討しているところではあるのですが、一例といたしまして、オフサイトで 再生可能エネルギーが多く含まれる電力を調達していただいて、それを使用した場合は、 こちらで何らかの形で反映することを許容する余地があるのではないかと思っており、今 後検討してまいりたいと思っております。

- ○村上会長 今の考え方は、私も大変関心のあるところで、いわゆる超高層の建て主というのは、大体金持ちでプライドも高くて、非常に環境意識も高いので、いいものをつくりたいと。超高層であまりたくさんは入れられないわけですよね。ですから、今の方法をぜひ進めていただきたいし、東京都は取引制度をやっていますよね。取引制度との連携はここへは出てこないのですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 その点は、内部で検討を始めたばかりでございます。もう少しお時間をいただければと思っています。
- ○村上会長 高層の大規模建物をつくる人たちの環境意識の高さを行政にうまく取り込んで、 それを活用するような仕掛けを考えていただければありがたいと思います。

それから、先ほど田辺委員が質問した参考資料1の(4)の評価結果の有資格者の話についてです。これで結構なんですけれども、可能であれば有資格者が作業をしてほしいわけですよね、後から確認ではなくて。人材の関係で難しい場合もあると思いますので、後からの確認がだめということはないと思いますけれども、表現のニュアンスとしては、可能であれば作業を有資格者がやるようにというニュアンスにしていただけるとありがたいと思います。

- ○海老原環境都市づくり課長 ご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。
- ○長谷川委員 資料2の3.の再構築後の環境性能表示(案)の特に②の部分についてなのですが、本日、実際に具体的な環境性能表示のイメージというのはまだお出しされていないのですが、例えばこの非住宅も住宅のマンション表示と同じように星マークなどを使ってわかりやすく表示していただくか、もしくはBELSやCASBEEの評価が出ているので、それを転記して使っていくなど、いろいろな表示の種類があるとどういう性能があるのかわかりづらいということもあるので、そのあたりを一本化、もしくは流用するという方法もあるのではないかということを考えました。

それから、自由記入欄は非常にいいと思いまして、様々な取組をやりながら、環境計画 書で評価できないという項目も多いものでございますので、そのあたりは充実していかれ ればよいと思います。

それから、参考資料1の特に(3)根拠書類の確認ということで、これは恐らく行政の 方のご負担にもかかわると思うのですが、特に他部署というところで、省エネ適判の書類 や緑化計画の書類を出したものに対しては、もう他の部署でご覧になっていれば、提出し たことだけの確認であるとか、もう一度チェックせずにそのまま審査がスムーズに進めば、 提出する側としても良いと思います。

以上でございます。

○海老原環境都市づくり課長 再構築後の取組評価書のまとめの環境性能表示のイメージで ございますが、現時点ではざっくりとした、たたき台にもならないものしかお示しできな くて申し訳ないのですけれども、現状としてはBELSの評価をとっておりますとか、B ELSでZEBになっていますとか、こういった内容につきましては、③や④でうまくご 活用いただくというのが、一つの方策としてあるのではないかと思っています。

CASBEEにつきましても、申し上げましたように、④で建築主から積極的にアピールをしていただくというところに流れていくような方策がうまくいくのではないかと思っております。

そのあたりにつきましては、評価項目の中から重要なものをピックアップして、この建物の特徴は何かと尋ねられた時に、この表紙の取組評価書まとめだけを見れば建物の大まかなイメージがつかめて、さらに詳しく知りたければその次をご覧いただくと詳細なデータが出てくるという形で構成できないかと、今、内部では検討しているところでございます。

- ○村上会長 今の説明に関して、私もお聞きしたいのでございますけれども、この環境性能表示というのは現行の制度ではないのでしょうか。部分的にあるのか、そのあたりがわからないのですけれども。
- ○海老原環境都市づくり課長 非住宅につきましては現行では、ございません。資料2の左側のBELSとCASBEEのマークの下でございますが、それぞれの項目に取り組んだ 状況について、最高点は何点で、そのうちあなたの建物では何点でしたというところがバーチャートで出てくる形式になっています。
- ○村上会長 東京都の表現では、これは環境性能表示とは言っていないわけですね。

- ○海老原環境都市づくり課長 はい。これをもう少しかいつまんで、かつわかりやすくする ことを考えており、建物の所在地や高さなどの次に足してあげるというのはどうかと思っ ております。
- ○村上会長 わかりました。資料2の右側の②の環境性能表示のところに、「重要な項目を抽出し」とございますけれども、これはユーザーが抽出するのか、都のほうで指定するのか、どちらでしょうか。
- ○海老原環境都市づくり課長 比較可能性を持たせたいと思いますので、現段階では都のほ うで項目を選ぼうと思っております。
- ○村上会長 わかりました。これは非常に大事で、建物の環境意識を表示するものでありま すから、ぜひ良いものをつくってください。
 - この環境表示の中には、省エネルギー性能は入らないんですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 省エネルギー性能も入れようと思っております。
- ○村上会長 入れるんですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。
- ○村上会長 資料2の左側、先ほどの田辺委員の質問に関連するのですが、2.の(1)と(2)がございますね。これらは別の文章かなと思っていたのですけれども、そういうわけではないのですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 すみません。資料の記載の仕方がわかりにくく、申し訳ありません。
- ○村上会長 では、この2.の(2)と省エネ性能というのは、(1)に含まれる項目と考えてよろしいわけですか。建築物環境計画書の中に省エネ性能が含まれるということでよろしいですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 建築物環境計画書と省エネルギー性能評価書でつながってつ くっていくというような項目もあります。
- ○村上会長 含まれるんですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。
- 〇村上会長 わかりました。では、この(2)は、(1)の中で特にエネルギーは大事だから抽出をしたということですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。
- ○村上会長 わかりました。

先ほどの資料2の右側に戻って、環境性能表示において、「重要な項目を抽出し」というのは結構なのですけれども、先ほどの野部委員の質問に関連して、特に主張したい取組内容については、最初のページはともかくとして、取組評価書の中で、都が決めた表示項目以外を補足できるような構成にしておいていただければ、ユーザーが十分主張する場所ができてよろしいと思います。

- ○海老原環境都市づくり課長 その点につきましては、お預かりいたしまして、検討に活か していきたいと思います。
- ○野部委員 もう一つよろしいでしょうか。

資料2の3.の再構築後の環境性能表示(案)でございますが、⑤その他で地域冷暖房の活用とCGSの活用などとありますが、恐らくこれは東京都が望む建物とか、まちづくりに対してはこういう建物がいいですよというアピールになるのではないかと思います。ということは、その他ではなくて、これは東京都の望むアイテムだというような扱いで、少し大きく書いていただくほうが、東京都ならではのまちづくりがアピールできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○海老原環境都市づくり課長 ⑤その他のところは、とりあえず置いておりますけれども、 この部分の表題文をどうするかも含めまして、もう少し目立つようにすることもあり得る と思っております。一旦お預かりして、検討してまいりたいと思います。
- ○村上会長 野部委員が言われた、東京都がアピールするというのは、何をアピールしたらいいですか。
- ○野部委員 例えばこれは両方とも面的利用で、レジリエンスとかそういうところに関わる 話だと思うのですが、レジリエンスのような内容は環境局の範疇外ということで、ここに はなかなか入れられないようですが、東京都としては基本的に導入を推進しているお立場 だと思いますので、そういうところは大きく取り上げていただいたほうが、いろいろアピ ールになるのではないかという意見です。
- ○村上会長 わかりました。ただ、局が違えば国が違うみたいなもので、野部委員のおっし ゃるようにレジリエンスも入れるというのは簡単ではないと思います。

それよりも、要するにこれは建築物環境計画書だから、省エネとか省CO2などが最もメインになるんですよね。ですから、省エネ・省CO2に貢献するような面的エネルギー利用とか地域分散型エネルギー利用とか、そういったご趣旨であれば、野部委員の主張は賛同できるのですけれども。

- ○野部委員 そういうことでございます。
- ○村上会長 レジリエンスは難しいと思います。だから、地域冷暖房をすぱっと出すのがいいのかどうかは、もう少し幅広く、今の分散型エネルギー、あるいは非常に狭いスケールでのエネルギーの連携とか、実際に東京都ではいろいろ出てきていますよね。例えば、日本橋などでものすごく立派な建物があって、世界に誇れるようなあのような建物に関わりのある人が主張できるようなものにしていただけると良いと思います。非常にいい試みを行っていますから。いかがでしょうか。
- ○野部委員 それで十分だと思います。
- ○窪田委員 窪田です。

今のお話にも関係するんですけれども、制度再構築後の業務量については本当に重要なポイントだとは思うんですけれども、一方で、これですと業務量の抑制をすごく重視しているように見えてしまうようなところもあると思います。制度再構築の時に、2番の

- (3) なのですけれども、他部署に提出した書類を最大限に活用することに関して。
- ○村上会長 すみません、参考資料1ですか。
- ○窪田委員 参考資料1です。参考資料1の2番の(3)で、根拠書類の確認における対策というところで、「他部署に提出した書類を最大限に活用する」というのはものすごく重要なことだと思うんですけれども、他部署と一緒にやることによって、例えばレジリエンスや、避難のためであればオープンスペースをこのように使いたいという感じで、むしろ業務量は増えるかもしれないんですけれども、どういうものがオープンスペースとして総合的にいいのかといった議論のきっかけになるようにうまく使っていただけると良いと思います。業務抑制になる一方で、もう少し本質的に、いい環境とは何かといったことを総合的に議論するようなきっかけというかそうした方向というものも、具体的にはあまりイメージができていないんですけれども、東京都の中のいろいろな部署で横の連携というのはおありになるかと思いますので、余計なお話かもしれませんけれども、そのようなこともあるのではないかというのが一点です。

もう一点続けてよろしいでしょうか。資料1の右側の参考なので、今日の議論の中心ではないとは思いますが、表示期間の完了時期が、工事完了日の翌日から1年を経過した日までが最長で、広告の完了時点がメインとなっていて、マンション環境性能表示というのが基本的には広告ということを今回改めて理解はしたんですけれども、やはりこの環境性能というのが、イニシャルのときだけではなくて、その後もずっとどうなっているのかと

いうのは、購入した側あるいは周辺にとってもすごく重要なことではないかと思います。

例えば緑に関して言うと、最初はきちんと樹木というか、緑を植えていたけれども、その後、自転車を置きたくなったりバイクを置きたくなったりして切ってしまう。あるいは最初にきちんと緑を育てますと言っていたけれども、結局あまり育たなかったというように、ランニングのところでいろいろと問題が起きる時があります。これは先ほどの業務量との関係もあると思いますが、販売の時だけの環境性能表示で良いのかというのは、これについても私自身がアイデアを持っているわけではないんですけれども、今後どういうふうにするのかというのは考えておくべきところではないかと思いました。

○海老原環境都市づくり課長 現行の制度は基本的には新築、あるいは大きな増築を行った時に、建てるのであればしっかり環境性能に配慮したものを建ててくださいという目的で、この制度を立ち上げているというところがございます。

この建ったものについて、どのように運用されていくのか。おっしゃるように、当初の 約束がそのままきちんと守られているのかどうかといった点も、本来であればずっとウォ ッチしていかなければいけないというご指摘もあろうかと思います。

ただ、我々として、現状では新築建物の確認で精いっぱいでございまして、新築建物に対しては、こういう項目で段階2ではなくて段階3にできませんかといった取組内容に関するやりとりをさせていただいたり、こういう項目で、新築建物に関して少しでも高い水準に持って行くというところに、現状では注力しているという状況でございます。

- ○村上会長 ご趣旨はごもっともですが、取引のときに書類を添付することになっているのですね。それはある程度の性能を保持しようというインセンティブにはなるわけですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。非住宅につきましては、省エネルギー性能評価書をオーナーからテナントに交付するという制度がございますので。
- ○村上会長 それには実績値は入るわけですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 実績値は入らないです。設計値だけです。
- ○村上会長 そうですよね。完成後の性能がある程度反映された書類で、取引がなされていると。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。
- ○小川地球環境エネルギー部長 1点補足をよろしいですか。野部委員からよくお話が出る 制度間連携の話がありまして、非常に大きい新築の物件はキャップ・アンド・トレード制 度にわたっていって、その後、対象になる場合とならない場合がございます。

それから、それほど大きくない新築の物件は、中小の任意の制度があり、さらには金融機関や信託会社が持っていらっしゃる物件については、中小の制度で報告を提出していただく制度があります。非住宅については、後追いが比較的できているところとできていないところがあるのですけれども、エネルギー関係についてはそのようなケアができています。マンションに関しても我々としてはどこまでも追いかけていきたいというのは無きにしもあらずですけれども、永遠の課題というか、現実的には難しいところがあると思っています。

- ○村上会長 窪田委員、実績値の評価が難しいのは、一生懸命働いている人がいるビルの方が一見消費量が多く見えるんです。夕方5時になってぱっとみんなが帰っている、そういう建物は非常に消費量が少ないわけです。ところが、徹夜でやっているようなところが多いということで、実績値が多いからそのビルが悪いというふうに簡単にいかないところが一番難しいところですよね。
- ○田辺副会長 実績値は、東京が一番、中小を含めてデータをお持ちなので、今回の表示の制度が、設計値については既にPAL*、ERRがありますけれども、それと実績値を比べるようなことができてくると、さらに省エネが進むのかなと思います。

ご質問は、今議論をしている制度を大体どのくらいの年から始めるつもりなのかという ことです。例えば、国交省は2020年までに住宅建築物の適判を全て義務化すると、一 応建前上おっしゃっていますが。

- 〇村上会長 一応はね。
- ○田辺副会長 それが、例えば2,000㎡から変わったりすると、このあたりの議論をも う一回やらないといけない可能性があって、ある程度のタイミングがわかれば、ありがた いのですけれども。
- ○海老原環境都市づくり課長 我々としては、最終的には2020年度から新制度を始めていきたいと思っております。周知期間もとらなければいけないということから、制度設計は先生方のご意見を頂戴しながら、少しずつ組み上げているところでございます。

同時に国の方も動き始めておりますので、うまくタイミングをそろえる、考え方がうまく整理できるのであれば、二度手間、三度手間にならないような形で進められればいいなとは思いつつも、そのあたりは国からの情報を待っているところもあるのですが、先生方のお力も借りながら、情報収集していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○村上会長 2020年度からということは、再来年の4月ということですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。現時点では2020年度というところまでしか決まってはおりませんが。
- ○村上会長 ぜひ、オリンピックの前に世界に発表していただきたいと思います。 それから、国との関連で、ずっと東京都は国に先んじて環境行政を先導していたわけで、 あまり国を気にせずにどんどんやっていただきたいと思います。かえって国もありがたい 面もありますけれども。
- ○寺尾委員 ご質問なのですが、参考資料1の2. (3)の根拠書類の確認における対策というところなのですが、何度もこの話題が出たところではございますが、やはり今は様々な角度からいろいろな検証を、設計者、あるいは建築主みずからが進んで設計時に多くの作業をしておりまして、できるだけこういうものをアピールしたいと思っています。業務量を制限するためにそれをほどほどのところで抑えるというよりは、建築主の自己責任といいますか、自分の責任の中において、あるものは全部出してもよろしいのではないかと感じております。業務量を増やすつもりは毛頭ありませんが、提出書類の確認が受け取る側にとって大変であるから抑えるというよりは、自己責任の中で提出を多く認めるというような方向も検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。
- ○海老原環境都市づくり課長 ご意見に関してはありがたくお預かりしたいと思います。 根拠書類の確認における対策について書きましたのは、例えば緑化であれば、区役所の 緑化の指導部署に緑化計画書を出して、ご指導を受けて、これでいいですよという区の収 受印をついたものをいただければ、我々としては、一定の内容確認はされているということが確認でき、もう一回改めていろいろな資料を求めなくても良いかもしれないというものでございまして、寺尾委員がおっしゃったように、申請者みずからの責任でしっかりと 取り組んでいただくことが肝要であることは確かだと思っております。
- ○村上会長 私からいくつか質問をさせていただきますが、資料1の左側、1.の②住宅の延床面積2,000㎡未満の場合の(1)で、建物の延床面積が2,000㎡以上の場合とありますが、これは結局①と同じということですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 建物の延床面積が2,000㎡以上のマンションにつきましては、少しわかりづらいかもしれませんが、右下の整理表をご覧いただければと思います。 エネルギーの分野につきましては必ず出していただきます。ここで、建築主がエネルギーの分野しか出しませんということになると、ラベルのイメージでいうと、右下のエネルギ

一の3項目についての表示になろうかと思います。

エネルギーに加えまして、資源、自然、それからヒートアイランドについても評価をした上で、従来どおりのフルスペックの表示を出したいという志の高い建築主がいらっしゃいましたら、その場合は、エネルギー以外の分野は任意で出していただきまして、4分野全てを表示させることになろうかと思っております。

- ○村上会長 この②の(1)で建物の延床面積が2,000㎡以上の場合には、上の①
 - (1) または(2) の規模に応じた対応となっています。ということは、住宅が2,000 m 未満でも建物全体での延床面積が2,000 m を超えると、上の①と全く同じ扱いだと書いていると理解してよろしいですか。
- ○田辺副会長 複合建物とかの場合ですよね、これは。そう書いていますね、これだけで。
- ○海老原環境都市づくり課長 複合用途の場合が考えられますけれども、この場合も、マンション表示については規模に応じた対応になってくるというような整理になっております。
- ○村上会長 それから、資料2の右側の④環境への配慮のための措置の概要というところ、 先ほども野部委員からの発言のところで少し意見を申し上げたのですけれども、建築環境 が先々のイノベーションにつながるような内容を書けるような誘導をしておいていただけ るとありがたいと思います。

例えば、世界の評価ツールで、CASBEE、LEED、BREEAMなどの評価ツールを評価する人がいますけれども、LEEDやBREEAMに比べるとCASBEEはイノベーションを促進するような表記が足りないといったことを言われたことがあります。 ぜひ、リーディングビルディングのようなものをここで訴えられるように、さらに支援するようなご配慮をしていただければありがたいと思います。

それから、資料2の2ページ目の(2)で環境性能表示があって、(3)で省エネルギー性能評価書とございます。先ほども田辺委員のご指摘にも絡んで議論しましたけれども、(2)の環境性能表示に省エネ性能が含まれますか。

- ○海老原環境都市づくり課長 環境性能表示には、エネルギー使用の合理化に関する内容も 入ります。
- ○村上会長 そうですか。これも(2)の環境性能表示の公表の中のエネルギーに関して、(3)で抽出したということでよろしいですね。別物ではないですね。
- ○海老原環境都市づくり課長 はい。
- ○長谷川委員 よろしいでしょうか。資料2の2番の(2)省エネルギー性能評価書に、少

し小さく現状のものが書かれています。評価項目一覧が細かくありますが、これは環境計画書から引用される、エネルギー部分から引用されたものをピックアップして評価をされているという理解をしておりますが、制度が始まってだいぶ時間がたっていると思いますので、最新技術で世の中に既に出回っているような新しいものを加えていただいたほうが、先進的にはいいのではないかと思います。

というのは、現状の適合性判定の省エネ審査ではどうしても評価できない、既に世の中に出回っているけれども評価できないという省エネ技術もまだあるので、そのあたりを東京都としては最先端ということで、省エネプログラムでは評価できないけれども、取り組んだ項目として記載されているということでピックアップしていただけると、より高いレベルになっていくのではないかと考えています。

- ○海老原環境都市づくり課長 お預かりして、検討してまいりたいと思います。
- ○野部委員 よろしいですか。資料1のこのマンションの環境性能表示のイメージについて ですけれども、今回少し記載内容といいますか、下のキャプションが変わるというお話な のですが、デザインはこのまま踏襲されるのですか。
- ○海老原環境都市づくり課長 すみません。まだそこまで検討が進んでおりませんので、と りあえず今あるものを例に、今回はお示ししたということでございます。
- ○野部委員 イメージとして、今日お配りいただいている黄色いファイルの後ろのほうに、 CASBEEの自治体版の環境性能表示がたくさん出ていて、それに非常に似ているデザインなのですが、CASBEEかながわがそっくりなので、オリジナリティを出していただいて、特に広告媒体に載せるとなると、デザイン性は非常に大事だと思います。この隅の丸いのがいいのかどうかわかりませんけれども、広告に入れたいというデザインを練っていただきたいと思います。
- ○村上会長 これからつくるのであれば100%賛成するんですけれども、実績のあるこの 表示をどういう解釈で変えるかというのは簡単ではないですね。
- ○野部委員 例えばこの色のトーンですけれども、これは、やはり少しメリハリがないといいますか、他の自治体はもう少し色目が違うのですけれども、これを広告に載せた場合にアピールにならないのではないかということを一番懸念しております。
- ○田辺副会長 東京の表示をまねしてつくっていますからね、ほかの自治体が。 デザインをどう変えるかということに関しては、建物のほうの表示もできるので、この ペアリングをどうするのか。他の自治体に既に波及しているので、大きく変えると今まで

のマークがわからなくなる。これは少し頭を悩ませるところで、東京都の中で他に環境の マークはつけてないのでしょうか。例えばフードロスとか。

ョーロッパが非常にうまいのは、EUPといって、冷蔵庫についているマークをそのまま建物につけているので、子供でもわかるんですね。冷蔵庫でいつも見ていますから。もう少し統一性がある、何となく日本は環境が星のようなマークですけど、建物のほうもこれから出ていくので、少し悩まれるとよろしいのかなと思います。一から変えると前の表示がわからなくなるので、難しいところですが。

○村上会長 今、田辺委員がおっしゃったように、いろいろな自治体が東京都の表示をモデルにつくってきたわけで、まさに元祖としての価値は極めて高いわけです。ですから、ご提案はわかりますけれども、幅広い見地からご検討ください。

ほかにございませんか。

先ほど、新制度は2020年度からということでしたが、行政で実施するのがオリンピックに間に合わなくても、年度当初にアピールをしていただくだけでもいいわけですから。

- ○海老原環境都市づくり課長 今回、制度が大幅に改正されますので、周知期間はとってい きたいと思っております。丁寧な周知に努めたいと思います。
- ○田辺副会長 2,000㎡以上のところは適合義務が既にかかっているので、例えば20 20年に周知だけど、アーリーアクションでやられた方は、例えばその建物に関する表示 をもう一回、2020年以降に出してあげるといったように、周知期間より前もってやっ た方が救われるような制度になっているとよいと思います。既に去年の4月からBELS も出ていますし、うまく乗りかえられるとよいと思います。

それから、業務量に関して、行政がこうした方針をきちんと出されるのはすばらしいと思っています。一般的な行政は業務量を増やそうとして、人も増やそうとして、申請者が大変になりますが、やはり都として、都の業務もいたずらに増えないようにという検討と、もちろん相互の関係は重要ですが、申請者にとってもいい方向ですよというのを出されるというのは大変重要ではないかと思います。これは高く評価いたします。

○村上会長 今のことに関連して、この改正を、応募者とかユーザーの利便性を考えて改正 するというような言い方も少ししていただいたらよいと思います。 CASBEEとの連携 とか今までいろいろ大変なことがあったわけです。東京都の改正の背景には、ユーザーの 利便性にも配慮しているということをきちんとおっしゃっていただいてよいのではないか と思います。 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、あとは事務局にお返しします。

○海老原環境都市づくり課長 村上会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方、本日はお忙しい中、検討会にご出席いただきまして、多くのご意見を頂戴しました。本当にありがとうございます。本日いただきましたご意見を踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、次回の検討会の日程でございますが、後日、事務局から調整表を送付させていた だきますので、大変お手数と存じますけれども、ご記入の上、ご返信をいただけますと大 変助かります。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

- ○田辺副会長 次回の日程調整というのは、大体どのくらいをご予定されていますか。
- ○海老原環境都市づくり課長 3月ぐらいでと考えております。
- ○田辺副会長 3月ぐらい。わかりました。
- ○海老原環境都市づくり課長 どうもありがとうございました。

午前 11時16分 閉会